

# 我が子を交通事故から守る！

保護者用

高校生になると**自転車乗用中の事故**が増加しています！

**自転車乗用中の死傷者数**は、



- ① **高校1年生が最も多い！**
- ② 高校1年生の月別では4月から増加し、**5～7月が多い！**
- ③ 通行目的別では**登校中の事故が最も多い！** ※①～③はH25～29(5年間)のデータです。

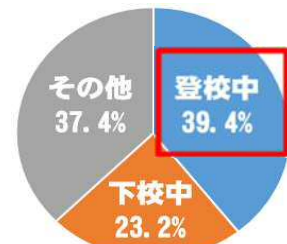
① 学年別の死傷者数 (人)

中学3年生	9322
<b>高校1年生</b>	<b>28948</b>
高校2年生	22801
高校3年生	17456

② 高校1年生の月別死傷者数 (人)



③ 高校生の通行目的別死傷者数 (%)



警察庁資料「児童・生徒の交通事故」(平成30年3月)にある中学生・高校生自転車乗用中の事故データより

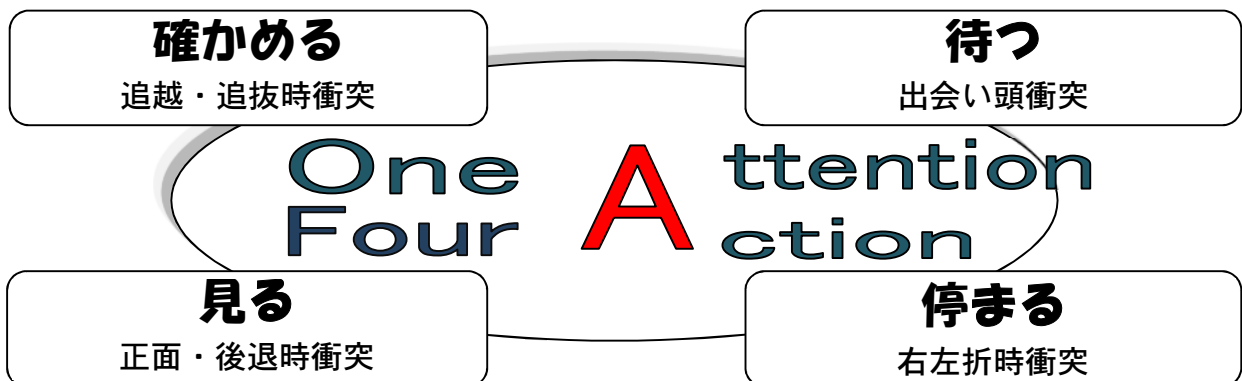
交通ルールをお子さんとともに確認してください！

**歩道(路側帯を含む)での事故が発生しています！**  
**自転車は、車道が原則、歩道は例外！**

- 1 車道は**左側端**を通行※道路交通法上、自転車は軽車両です。
- 2 路側帯は**左側の路側帯**のみ通行可
- 3 歩道(通行が可能な場合)は**歩行者優先**、  
車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先、**自転車横断帯**を横断



「…かもしれない？」の**注意一つ(One Attention)**と



**四つの行動(Four Action)で交通事故は防げます。**

# 我が子を加害者にも被害者にもさせない！

## 高校生が加害者となった例（高額損害賠償例）

事故の概要	賠償金額
自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性は重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	9,266万円

## “万が一”の時のために

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在加入している保険の内容によっては、特約などで補償されている（すでに加入されている）場合もありますので、補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による**加害事故の損害賠償に特化した自転車保険**
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた**生活全般を補償する総合型保険**
- ③ 現在御加入の**自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約**  
（家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの）
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けたときに貼られる**TSマークの付帯保険**

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害（1～4級）	死亡・重度後遺障害（1～7級）
青色TSマーク	一律1万円	一律30万円	限度額1,000万円
赤色TSマーク	一律10万円	一律100万円	限度額1億円



※ 赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

## 自転車保険の加入を、義務または努力義務として条例で定めた市町村があります

名古屋、長久手、豊橋、春日井、豊田の各市内での自転車利用者及び自転車を利用する未成年の保護者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。（名古屋市：H29.10～、長久手市：H31.4～、豊橋市：R1.10～、春日井市：R2.10～、豊田市：R2.10～）

※努力義務の市町村：知多市、大府市、豊川市、東海市、豊山町

## 自転車通学をするにあたって

- 自転車の点検・整備
- 通学路の危険箇所をお子さんと確認
- 登校にかかる時間をお子さんと確認（時間に余裕をもって登校）

## 四ない運動について

愛知県教育委員会では、「四ない運動」を推進しています。

○バイクの免許を取らない ○バイクを買わない ○バイクに乗らない ○バイクに乗せてもらわない